



事務担当者(初任者)講習動画

【適用①】

東京金属事業健康保険組合 業務部

令和7年4月

医療保険制度（国民皆保険制度）の体系

※国民全員が、いずれかの医療保険制度に加入する仕組み

I. 被用者保険（会社員や公務員などが加入）

1. 健康保険

- (1) 健康保険組合 約1,400組合 健康保険法に基づき設立した公法人
 - ① 総合健康保険組合
 - ② 単一健康保険組合
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ） 旧政府管掌健康保険

2. 共済組合 公務員等が加入

3. 船員保険 船舶所有者に使用される方が加入

II. 地域保険（地域住民が加入）

1. 国民健康保険 各市区町村（自営業者や無職の人が加入）

2. 後期高齢者医療制度 47都道府県の後期高齢者広域連合（75歳以上の人が加入）

「健康保険」とは

- 働いている人たちが収入に応じて保険料を出し合い、病気やケガをしたときの治療費や、休業中の生活保障のための手当金を支給し、生活の安定を図ることを目的とした制度
- 事業所（会社）単位で適用され、事業主や労働者が自由に加入するものではなく、法律により加入が義務付けられている
- 事業主は従業員と保険料を折半して負担し、保険料納付や加入などの手続きを行う義務を負う

東京金属事業健康保険組合の概要

設立 昭和30年4月1日

事業所の範囲

I. 地域

東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県、山梨県の1都9県

II. 業種

- ① 家庭金物及び建築金物製品の製造又は販売
- ② 利器工具の製造・販売及び鋸螺製品の販売
- ③ 非鉄金属製品の製造又は販売
- ④ 鉄鋼二次製品の販売
- ⑤ 鉄製金庫、書庫の製造又は販売
- ⑥ 鉄鋼、鋼材（特殊鋼材を含む）の販売
- ⑦ 金、銀製品の販売 等

組合事務所等

組合本部事務所（健保会館内）	東京都千代田区
多摩支部事務所	東京都千代田区（令和7年3月から）
千代田健診センター（健保会館内）	東京都千代田区
熱海保養所「悠楽館」	静岡県熱海市
軽井沢保養所「白樺」	長野県北佐久郡軽井沢町
湯之谷けんぽセンター	新潟県魚沼市
秋川球場	東京都あきる野市

適用状況（令和7年2月末現在）

事業所数	1,380件	
被保険者数	83,977人	
被扶養者数	60,688人	合計144,665人（扶養率0.72）
平均年齢	44.87歳	
保険料率（令和7年3月現在）		
健康保険料率	95.00‰（一般93.7‰、調整1.3‰）	介護保険料率 18.00‰

健康保険の適用事業所と被保険者

適用事業所

- 常時1人以上の従業員を使用している「国、地方公共団体」又は「法人」の事業所
- 常時5人以上の従業員を使用している「個人事業所」

被保険者となる人

- 適用事業所において使用される労働者

被保険者とならない人（適用除外）

- 日々雇い入れられる人
- 2か月以内の期間を定めて使用される人
- 季節的業務に使用される人
- 臨時的事業所に使用される人

短時間の労働者

○ パートタイマー、アルバイト等

1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上である労働者は、原則として被保険者として取り扱います。

○ 短時間労働者

4分の3未満であっても特定適用事業所及び任意特定適用事業所の勤務者で一定の要件を満たす場合は被保険者として取り扱います。

・ 特定適用事業所

事業主が同一である適用事業所で、短時間労働者を除く被保険者の総数が常時51人以上の事業所

・ 任意特定適用事業所

労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険の適用対象とする申し出をした事業所

かつ、次の4つの要件を満たしている場合。

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること
- ②雇用期間が2か月を超えて見込まれること（一般被保険者と同じ）
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

※ 令和6年10月から、健康保険の適用拡大しています。

「特定適用事業所」の要件

短時間労働者を除く被保険者の
総数が常時51人以上の事業所

健康保険に加入するとき（資格取得）

- 事実上の使用関係が始まったときから、本人の意思や国籍に関係なく法律により被保険者となります。
使用関係の有無の判断は、労務の提供、賃金の支払い、人事管理等の有無によって総合的に行われます。

※ 試用期間中も加入の対象期間となります。

健康保険の資格がなくなるとき（資格喪失）

- 退職した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 適用除外に該当した日の翌日
- 後期高齢者医療制度の被保険者となった日（75歳の誕生日）

注) 健康保険の資格が無くなった後は、保険適用での医療を受けることはできません。

※ 資格喪失後、申請により個人で2年間継続できる「任意継続被保険者」制度があります。

「報酬」とは

給与、賃金、手当等の名称に関係なく、原則として労働の対償として受けるものすべてをいいます。

	報酬となるもの	報酬とならないもの
金銭によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○基本手当(月給、週給、日給) ○諸手当(残業手当、<u>通勤手当</u>、家族手当 など) ○業務成績により支給される報奨金 ○賞与等(年4回以上支給されるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主が恩恵的に支払うもの(病氣見舞金、災害見舞金、慶弔費 など) ○実費弁償的なもの(出張旅費、交際費 など) ○臨時的、一時的に受けるもの(大入袋、解雇予告手当、退職金 など) ○年金・恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付 など ○賞与等(年3回以下支給のもの)
現物によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○食事、食券など ○社宅、独身寮など ○被服(勤務服でないもの) ○通勤定期券、回数券 ○給与としての自社製品など 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事(本人からの徴収金額が、標準価格により算定した額の3分の2以上の場合) ○住宅(本人からの徴収金額が、標準価格により算定した額以上の場合) ○被服(事務服、作業服等の勤務服など)

現物給与の計算方法

1. 食事（給食、弁当など）食券を提供するとき

昼食の場合（実際の値段に関係なく280円×回数）

※280円は東京都の昼食の標準価格（都道府県によって異なる）



2. 住居（社宅や寮など）を提供するとき

実際の家賃に関係なく 畳1畳2,830円

※2,830円は東京都の畳1畳の標準価格（都道府県によって異なる）



標準報酬月額とは

健康保険では、被保険者が事業主から受ける報酬を、いくつかの「等級」に区分した仮の報酬にあてはめ、これをもとに保険料や保険給付額を計算します。この仮の報酬を「標準報酬月額」といいます。

	標準報酬		報酬月額
	等級	月額	
下限	1	58,000円	63,000円未満
上限	50	1,390,000円	1,355,000円以上

【標準報酬月額を決定するとき】

○取得時決定（入社したとき = 資格取得届）

入社時の雇用契約や同様の勤務形態の人から、1か月あたりの報酬（残業を含む）を見込み決定する。「被保険者資格取得届」に記入して提出。

○定時決定（毎年決まった時期 = 算定基礎届）

実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年9月に翌年8月までの標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といいます。

毎年7月1日現在の被保険者全員について4月、5月、6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届（算定基礎届）」に記入し、7月1日から10日まで（または指定された提出日）に提出します。

○随時改定（固定給の変動により報酬が大きく変わったとき）

報酬が昇（降）給などで固定的賃金の変動があった月から3か月間の報酬の平均算出し、2等級以上の差がでたときに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい次の三つのすべてに該当するときに行われます。「被保険者報酬月額変更届（月額変更届）」を記入し提出します。

昇給・降給などで
固定的賃金に
変動があった

+

変動月から3か月の間に支払われた報酬（残業手当
などの非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する
標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級
以上の差が生じた

+

3か月とも支払基礎日数が17日以上だった

※定時決定、随時改定の詳細については、5月下旬に事業所あてにお送りする冊子、「**算定基礎届・月額変更届の手引き**」をご参照ください。

保険料について

毎月の保険料

報酬 ↓ 基本給、残業等の各種手当をはじめ現物給与などを含む。

報酬月額 ↓ 1か月あたりの金額を算出し、この金額を「等級」にあてはめる。

標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料

(例) 365,230円 ⇒ 360千円 × 95/1000 = 34,200円

事業主と被保険者が折半

賞与時の保険料

標準賞与額 × 保険料率 = 保険料

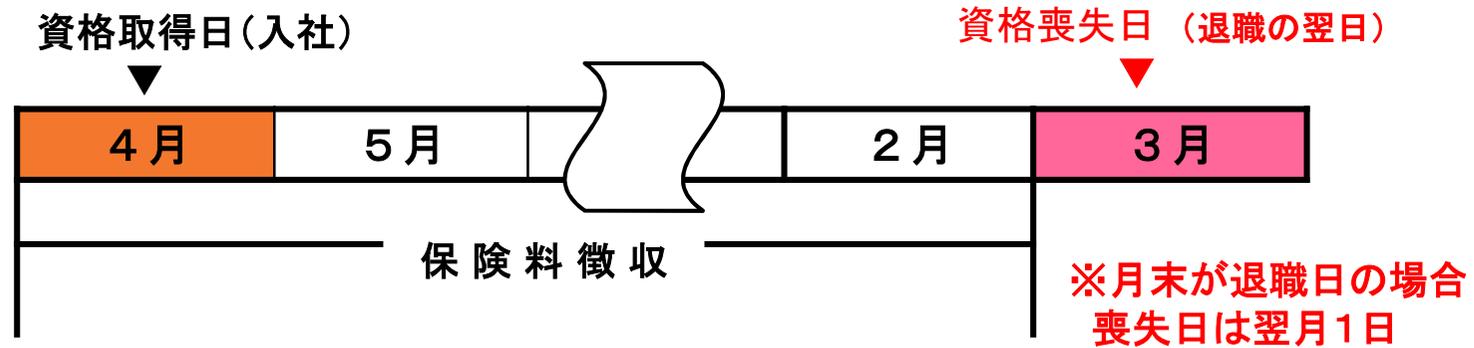
・ 賞与額の1,000円未満切捨て

・ 保険料の対象となるのは年間（4月から翌年3月まで） 累計573万円まで

(例) 558,250円 ⇒ 558,000 × 95/1000 = 53,010円

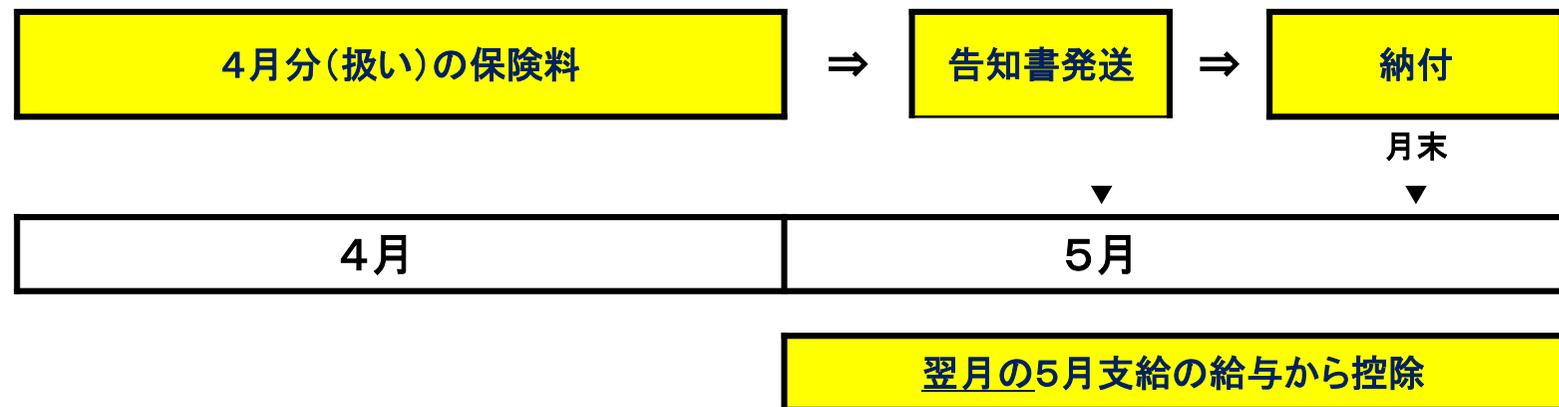
事業主と被保険者が折半

徴収する期間 資格取得した月から喪失した月の前月まで



※同月内に取得と喪失が行われた場合は一ヶ月分の保険料が発生します

保険料の納付 翌月末までに納付



保険料免除（産前産後休業・育児休業等）

産前産後休業期間中及び育児休業等期間中の保険料

産前産後休業期間中及び育児休業等期間中の保険料は、休業期間中の負担軽減のため、事業主の申し出により被保険者本人分・事業主負担分が免除されます。

●産前産後休業期間

産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間

●育児休業等期間

育児休業または育児休業の制度に準じる措置による休業をいい、最長で子が3歳になるまでの期間

保険料免除期間・・・休業等を開始した月から、終了した日の翌日が属する月の前月まで

★ 一般保険料

- ・月末時点で育児休業を取得している場合
- OR
- ・ひと月の中で14日以上の子育て休業をした場合

★ 賞与保険料

- ・1か月を超える育児休業を取得している場合

●保険料が免除となる育児休業等期間

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- ② 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
- ③ 保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
- ④ 子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に4週間以内の期間を定めてする休業（出生時育児休業・・・令和4年10月改正による）
- ⑤ 1歳（上記2、に該当する場合は1歳6か月、上記3、に該当する場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

【例】



☆上記の例では、産前産後休業又は育児休業等開始日の属する月（8月）から、終了した日の翌日が属する月の前月（11月）分までが免除となる。



ご視聴ありがとうございました

【適用①】

東京金属事業健康保険組合 業務部